

議案第 1 1 2 号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「569,000 円」を「558,000 円」に、「508,000 円」を「498,000 円」に、「449,000 円」を「440,000 円」に改める。

第 5 条第 2 項中「100 分の 140」を「100 分の 147.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。